

障がい者に係る投票環境向上に関する検討会」開催要綱

第1 目的

障がい者に係る投票環境向上に関する検討会（以下「検討会」という。）は、障がい者を有する有権者の選挙情報へのアクセス改善等、投票環境向上のための具体的方策について検討を行うことを目的とする。

第2 構成

検討会は、検討内容別に第1検討チーム、第2検討チーム及び第3検討チームに分けることとし、別紙のメンバーをもって構成する。ただし、やむを得ない場合には、代理出席を認めることとする。

第3 検討内容

- (1) 第1検討チーム
政見放送への字幕及び手話通訳の付与
- (2) 第2検討チーム
点字及び音声による選挙情報の提供
- (3) 第3検討チーム
投票所のバリアフリーなど投票環境の改善

第4 運営

- (1) 総務省自治行政局選挙部管理課長が検討会を主宰する。
- (2) 総務省自治行政局選挙部管理課長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求められることができる。
- (3) 検討会は配布資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表するものとする。

第5 庶務

検討会の庶務は、総務省自治行政局選挙部管理課において処理する。